

定 款

H G - 経営 - 0 2

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、平安レイサービス株式会社と称し、英文では、HEIAN CERE
MONY SERVICE CO.,LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 冠婚葬祭並びにこれに付帯する業務
2. 旅館・ホテルの経営
3. 損害保険の代理店業務
4. 一般貨物自動車（靈柩）運送事業
5. 不動産の所有・賃貸及び管理
6. 出張宴会及び仕出し料理の販売
7. 各種贈答品の販売
8. 家具、調度品、冠婚葬祭用品、介護用品、繊維製品、電化製品、木工製品、
合成樹脂製品、金属製品、贈答品類の製造、加工、販売、斡旋、賃貸、リース
及び保守サービス
9. 貴金属の販売
10. 古物の販売
11. 有価証券の保有
12. 介護福祉機器及び器具、健康器具、運動器具の販売およびレンタル
13. 医薬品、医薬部外品及び衛生用品の販売
14. 高麗人参、はと麦茶、ロイヤルゼリー粒等の健康食品の販売
15. 身体上の障害により日常生活に支障のある者の介護及び家事援助
16. 訪問看護事業
17. 介護保険法に定める居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護
予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援の事業及び介護予
防・日常生活支援総合事業
18. 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理
19. 住宅改造工事の斡旋及び請負
20. 身体障害者、知的障害者及び児童の居宅生活支援事業
21. 企業の会計事務の代行
22. 企業における経営管理に関するコンサルティング

- 23. 資格取得及び技能習得支援のための講座並びに研修事業
- 24. 企業の事業計画、市場調査の請負
- 25. 市場開発の為の企画業務
- 26. 食材の加工、販売、仕出し
- 27. 病院、福祉施設への給食事業
- 28. 宅地建物取引業
- 29. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県平塚市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、52,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、7名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠く事となる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、第31条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、
善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する
契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに
関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総
会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当
をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領
されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第1条 変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

昭和 44 年	9月 5 日	制定
昭和 46 年	6月 15 日	改訂（本店所在地）
昭和 58 年	9月 30 日	改訂（役員員数）
昭和 60 年	3月 22 日	改訂（目的）
昭和 60 年	6月 19 日	改訂（目的）
昭和 61 年	9月 24 日	改訂（発行する株式総数）
平成 元年	9月 24 日	改訂（役員員数）
平成 5 年	9月 25 日	改訂（目的）
平成 6 年	9月 28 日	改訂（監査役任期）
平成 8 年	9月 26 日	改訂（発行する株式総数）
平成 10 年	12月 18 日	改訂（目的）
平成 11 年	1月 20 日	改訂（会社の商号）
平成 12 年	5月 25 日	改訂（営業年度）
平成 12 年	6月 20 日	改訂（株主総会の招集）
平成 12 年	6月 30 日	改訂（目的）
平成 12 年	10月 30 日	改訂（任期）
平成 13 年	6月 28 日	改訂（英文社名他）
平成 13 年	12月 20 日	改訂（額面株式 1 株の金額）
平成 14 年	6月 27 日	改訂（目的）他
平成 15 年	6月 27 日	改訂（目的）他
平成 16 年	6月 27 日	改訂（自己株式の取得）他
平成 17 年	5月 2 日	改訂（1 単元の株式数及び 単元未満株券の不発行）
平成 18 年	6月 28 日	改訂（目的、会社法施行に 伴う変更）
平成 21 年	6月 20 日	改訂（株券の発行）他
平成 22 年	1月 6 日	改訂
平成 27 年	6月 25 日	改訂（取締役及び監査役と の責任限定契約）
平成 28 年	6月 26 日	改訂（目的）
令和 2 年	5月 5 日	改訂
令和 4 年	6月 26 日	改訂（株主総会参考書類等 の電子提供措置）